

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 亡くなった妹の遺産について 弟と話し合いができないのです…

半年前に亡くなった妹についてご相談します。  
まだ63歳でしたが、脳梗塞で倒れて、あつという間に亡くなりました。若い時にアメリカ人と結婚して長く海外に住んでいましたが、夫を亡くし子供もいないので、3年ほど前帰国し、マンションを購入して優雅に暮らしていました。

多額の遺産があるらしく、株や預貯金もかなりあったはずですが、こんなに早く亡くなるとも思わず、何も聞いていません。遺産の整理もしなければならぬのですが、問題は私の弟なのです。60歳の弟は、事情はよく分からないのですが、かなり

前から働いていないらしく、高級老人ホームに入所中の90歳の母親の所にまめに出入りし、その度に小遣いをせびっているようです。母は末子の弟にずっと甘く、それが今も続いています。母の話では、妹のマンションの鍵も弟が持っているようです。

妹が弟と親しかった感じもまったくないので、最近では弟は私が電話をかけても出ず、何かよからぬことを考えている節があります。遺産分割の話し合いもできないので、こういう場合は調停を起こさざるをえないのでしょうか。

## まず遺言の有無をはっきりさせることです。 遺言がない場合は、お母様を介しても話し合いを。

お話から推察するに、弟さんがお金に困っているか何かして、妹さんの遺産を狙っていることは考えられますね。  
問題が2つあります。

まずは、妹さんに遺言書がないかという点です。

普通の日本人の場合、まだ若く急に亡くなれば、遺言がなく当たり前ですが、ご主人がアメリカ人で海外に長かったのですから、若い時から遺言には慣れていて、おそらくご主人の遺産もその遺言で受け取られたと思います。

ですので、帰国後3年の間に、公証役場で遺言を作成済みかもしれない。あるいはもし自筆で遺言書を作っているとしたら、どなたか近い方にそのことを喋っていたかもしれません。遺品の中から見つかることもあります。

公正証書遺言の有無は、妹さんの死亡とその兄であることが分かる戸籍を持参して近くの公証役場で問い合わせれば教えて貰えます。自筆証書遺言の場合には分からない可能性もありますが、見つければ家裁での検認手

続をしなければいけないし（民法1004条1項）、もし自分に不利な内容だからと破棄したりすれば、相続欠格事由となります（同891条5号）。

次に、もし遺言がない場合は法定相続ですが、妹さんの相続人は未だご存命のお母様ただ一人だということです。つまり、マンションを含めて妹さんの全遺産がお母様に相続されるので、お母様死亡時に初めてその子供であるご兄弟に相続されるのです。

お母様の意思能力には問題がなさそうなので、ご自分の物を誰にやっても自由です。もちろん、弟さんに、例えばマンションを譲渡したり、預貯金をやったりすれば、その分は弟さんが

相続分を超えて貰いすぎだというので、あとで弟さんとの間の遺産分割において、特別受益だの主張をすることはできます。ただ刑事事件ではないので、関係者に強制力はなく、相手

が隠しているものを明らかにし、その証明をするのは難しいかもしれません。どんな遺産分けであつても、結局最後は面倒を見て近くにいる者が取り込めばわかりにくいという現実はどうも否定できないのです。

いずれにしてもご兄弟なので、お母様を介しても何とか話し合いをされて、とりあえず遺品の整理から始めるのがよいかなと思います。

